

## 特別委員会規程の概要

- 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立し、当社の社外取締役または社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から、取締役会の決議により選任される。その職務を行なうに際しては、善良なる管理者の注意義務を負う。
- 特別委員会の委員の任期は、取締役会の決議により定める。
- 特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、特別委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行なわない。
  1. 本方針の対象となる大規模買付行為の認定
  2. 本方針に基づく新株予約権の発行（無償割当を含む）または不発行
  3. 本方針に基づくその他の対抗措置の発動または不発動
  4. 本方針の見直し・廃止
  5. その他本方針に関連し、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 特別委員会は、各特別委員会委員および代表取締役社長が招集する。
- 特別委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く特別委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行なう。但し、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうことができる。
- 特別委員会は、適切な判断を確保するために、決議を行なうに際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。
- 特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示する。